平成27年第5回教育委員会臨時会議事録

平成27年11月2日(月)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成 27年 11月 2 日 (月) 午後 1 時 58分 ~ 午後 2 時 47分

場 所教育委員会室

教 育 長 出 席 員 教 育 場 委 長井 出 隆 安 馬 俊一 職務代理者

委 員對馬初音委 員伊井希志子

委 員折井 麻美子

出席説明員事務局次長徳嵩淳一 学校整備 大竹直樹

生涯学習スポーツ 担当 部長 和久井 義久 中央図書館長 井山 利 秋

 庶務課長 岡本勝実
 様 江 敏 郎

 企画課長

学 務 課 長 正 田 智枝子 特 別 支 援 イ 裕 和

学校支援課長 朝比奈 愛 郎 学校整備課長 喜多川 和 美

生涯学習本橋宏己 スポーツ振興課長 人見吉也

中央図書館次長 吉 川 英 一

事務局職員 庶務 係長 井上廣行 法規担当係長 岩田晃司

担当書記小野謙二

傍 聴 者 数 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第62号 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例 議案第63号 杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 議案第64号 杉並区立科学館条例を廃止する条例 議案第65号 杉並区体育館施設等に関する条例の一部を改正する条例 議案第66号 杉並区立成田図書館外 1 施設の指定管理者の指定について

議案第67号 杉並区永福図書館外1施設の指定管理者の指定に ついて

議案第68号 杉並区立宮前図書館外1施設の指定管理者の指定 について

議案第69号 平成27年度杉並区一般会計補正予算 (第3号)

目 次

	//
乖	余

請	義案 第	62号	杉	並	区	個	人	番	号	\mathcal{O}	利	用	及	び	特	定	個	人						
			情	報	0)	提	供	に	関	す	る	条	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
詩	義案第	63号	杉	並	区	行	政	財	産	使	用	料	条	例	0)	_	部	を						
			改	正	す	る	条	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
詩	義案第	64号	杉	並	区	立	科	学	館	条	例	を	廃	止	す	る	条	例	•	•	•	•	•	9
詩	養案 第	65号	杉	並	区	体	育	館	施	設	等	に	関	す	る	条	例	\mathcal{O}						
			_	部	を	改	正	す	る	条	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
請	養案 第	66号	杉	並	区	立	成	田	図	書	館	外	1	施	設	\mathcal{O}	指	定						
			管	理	者	\mathcal{O}	指	定	に	つ	٧,	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
詩	義案 第	67号	杉	並	区	永	福	図	書	館	外	1	施	設	0)	指	定	管						
			理	者	\emptyset	指	定	に	つ	, \	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
詩	轰案 第	68号	杉	並	区	立	宮	前	図	書	館	外	1	施	設	\mathcal{O}	指	定						
			管	理	者	\emptyset	指	定	に	つ	٧,	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
詩	髮案 第	69号	平	成	27	年	度	杉	並	区	_	般	会	計	補	正	子	算						
			(第	3	号) (•	•			•	•		•	•	•	•	•	19

教育長 ただいまから、平成27年第5回杉並区教育委員会臨時会を 開催いたします。

議事進行に先立ちまして、事務局より本日の会議についての説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に馬場教育長職務代理者との指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

次に本日の議事日程についてでございます。事前にご案内のと おり議案8件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入ります。なお、本日の案件につきましては、いずれも平成 27 年第4回区議会定例会への提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがいまして、同法律第 14 条第7項の規定により、本日の会議を非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは本日の会議は非公開といたします。

それでは議案の審議を行います。議案の上程、説明は事務局よりお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第 62 号「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を上程いたします。私からご説明いたします。

平成 28 年 1 月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」により、個人番号の利用が開始されるところでございます。個人番号は、番号法に規定するもの等のほか、社会保障、地方税又は防災に関する事務等であって条例で定めるものの処理に関し、利用できることとされております。

特定個人情報の提供は、原則として禁止されておりますが、条例で定めるところにより、区長や教育委員会などの区の機関の間で、必要な限度で提供できることとされております。

これを受けまして、区では、独自に個人番号を利用し、及び特

定個人情報を区の他の機関に提供することにより、区民の利便性の向上と事務の効率化を図ることといたしました。

このことに伴いまして、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める必要があることから、条例を制定する ものでございます。

それでは、条例案の内容につきまして、ご説明を申し上げます。 議案を1枚おめくりください。題名は、「杉並区個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例」としております。

第1条はこの条例の趣旨を第2条は用語の定義を第3条は区の責務を定めるものでございます。

第4条は、個人番号の利用範囲に関する規定でございまして、この条例の別表第1に規定する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護に関する事務等を個人番号を利用できる事務とするほか、別表第2に規定する生活保護に関する事務で身体障害者手帳に関する特定個人情報を利用する場合等を特定個人情報を利用できる場合としております。

第 5 条につきましては、特定個人情報を区長や教育委員会などの区の機関の間で提供できる場合を定めるものでございまして、 別表第 3 に掲げるとおりとしております。

議案の最後から1枚おめくりください。別表第3でございます。 区長が「生活保護法に関する事務等」を行うために、教育委員 会は「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に 関する情報」を提供することができることを定めるものでござい ます。

学校保健安全法におきましては、地方公共団体は、小中学校の児童・生徒が、中耳炎、虫歯、寄生虫病等のいわゆる「学校病」にかかり、学校において治療の指示を受けたときは、その保護者が生活保護法の要保護者等であった場合には治療のための費用について必要な援助を行うものとされております。このことから、条例で定めることにより、教育委員会が管理する「援助に関する情報」を区長に提供することができるようにするものでございます。

議案の最初から2枚おめくりいただき、左側のページにお戻り

ください。

第6条は、委任に関する規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定めることとしております。

最後に、附則でございます。

施行期日は、一部の規定を除きまして、平成 28 年 1 月 1 日とするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第 62 号つきまして は、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第 62 号は原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは引き続きまして日程第2、議案第 63 号「杉並 区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例」を上程いたしま す。私からご説明いたします。

区では、「杉並区行財政改革推進計画」に基づき、区有財産の有効活用の観点から、杉並区立社会教育センター及び杉並区下高井戸運動場の駐車場を有料化することとしたところでございます。このことに伴いまして、社会教育センターの駐車場の使用料及び下高井戸運動場の駐車場の利用料金を定めるため、関連する3件の条例を改正するものでございます。なお、関連する3件の条例につきましては、条建てで改正することとしております。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。 議案を1枚おめくりください。

第1条は、杉並区行政財産使用料条例の一部を改正するもので ございまして、社会教育センターの駐車場を夜間等に目的外で使 用する場合の使用料を定めております。 第2条は、杉並区立社会教育センター条例の一部を改正するものでございまして、社会教育センターの駐車場をセンターの利用者等が使用する場合の使用料を定めております。

おめくりいただいて、第3条は、杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正するものでございまして、下高井戸運動場の利用者用駐車場の利用料金を定めております。施設ごとの駐車場の規模、利用時間等につきましては、議案の最後から2枚目に添付いたしました「教育委員会資料」をご覧ください。社会教育センターの駐車場の規模は26台で24時間利用とし、午前9時から午後9時までは、センター並びに併設の高円寺地域区民センター及び高円寺事務所等の利用者が駐車できることとし、また、午後9時から翌日の午前9時まで及び休館日は、施設利用者以外の者も駐車できることとしております。

下高井戸運動場の駐車場の規模は27台で、午前8時30分から午後9時30分までの利用とし、運動場及び併設の区民集会所の利用者が駐車できることとしております。施設ごとの駐車料金は、資料に記載のとおりでございます。

最後に、施行期日でございますが、議案を2枚お戻りください。 社会教育センターの駐車場に係る規定につきましては、平成28 年6月1日、下高井戸運動場の駐車場に係る規定につきましては 同年4月5日としております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それではただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ござい ますでしょうか。

伊井委員 これまで社会教育センターと下高井戸運動場は、駐車場のこういう料金を取らない形だったのですけれども、この度取ることになりました理由というか、それからこれまでセシオン杉並の方しか知らないのですけれども、人がいていただいて、鍵をくだってまた判こをいただいてきてというようなシステムですから、そのあたりがどのように、両駐車場がどういうふうになるのかということと、あと夜間貸し出す場合に、無人の場合に何かあったときの対応のようなものは、今、想定されているのかどう

かを教えていただけたらと思います。

- 生涯学習推進課長 まず、社会教育センターですが、現在、シルバー人材センターの方にお願いして有人で駐車場管理をしていただいております。これが今度有料化に伴いまして、駐車場の管理業務及び使用料の徴収事務については民間の管理会社に委まをする予定でございます。ですから夜間にもし事故等が起こりままたら、もちろん我々管理者の方に連絡が来るようにきちんと委託契約の中でそれを契約して管理をするということにしております。あと、社会教育センターの利用者の方ですけれども、利用者の方については従前と同じように無料の駐車券をお渡しいたうますので、ホールの利用者で荷物を運ぶような方ですとか、そういう方については従前のとおり無料でとめられるということでございます。
- スポーツ振興課長 なぜこの社会教育センター、下高井戸運動場が 今回から有料化ということというご質問でございますけれども、 区役所や井草森公園のように大規模な、50 台程度とかいう、そう いう施設でのみ有料化をしていたところですが、今回、こういっ た中程度の規模でも行うという方針になりましたので、今後有料 化するということになりました。

以上でございます。

- **庶務課長** ほかにご意見どうですか。お願いいたします。
- 折井委員 特に夜間のことについてお聞きしたいのですけれども。 近隣に民間の企業が経営するような駐車場というのがいろいろ とあると思うのですけれども。その会社が経営するところの駐車 場の、いわゆる料金体系と比べると、どのような感じになってい るのでしょうか。
- 生涯学習推進課長 もちろん料金の設定は近傍の駐車場と同様の 扱いにしてございます。ですから、特段高いということはござい ませんし、また安いということもございません。
- **庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。
- **對馬委員** 夜間の管理が民間管理会社ということで、人がいるというふうに理解してよろしいでしょうか。真夜中でも人がいて管理をするということでしょうか。

生涯学習推進課長 常駐の管理にはなりません。

- **對馬委員** そうですか。そうすると真夜中は、センターを使う人、体育館を使う人が誰もいないから、夜中から朝までというのがあいているから貸すということだと思うのですけれども。例えば、それを時間を越して、朝利用者が使いたいときに、例えば駐車場にまだ夜間の利用者がとまっていて困るとか、そういうようなことにはならないのでしょうか。
- 生涯学習推進課長 もちろん朝 9 時を過ぎてとまっている場合もあるかもしれませんけれども、そこから料金が今度は高い値段に変わります。その方は社会教育センターとか区民事務所を使われている方ではありませんので、料金は通常どおりになり、高い料金を支払っていただくことになります。なお、施設を使われる方からあらかじめ駐車したいとお申し出があった場合には、その分の駐車スペースは事前に確保するように考えてございます。
- **庶務課長** ほかはよろしいでしょうか。

それではほかにご意見等ございませんので、教育長、議案の採 決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第 63 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第 63 号は原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは引き続きまして日程第3、議案第 64 号「杉並 区立科学館条例を廃止する条例」を上程いたします。私からご説 明いたします。

この条例案は、10月20日の教育委員会で議決をいただきました科学館の廃止に係るものでございます。

昭和44年に「科学教育センター」として開設された科学館は、築年数が45年を超え、施設及び設備の老朽化が進んでいるところでございます。

一方、近年、科学教育に関する設備及び機器の小型化等により、 区民に身近な学校や地域施設において科学教育を行う環境が整ってきたところでございます。 このような状況を踏まえまして、平成 27 年度からは、従来の来館型の科学教育から、地域に出向いて行う出前型の科学教育に転換するとともに、学校教育分野は済美教育センターが、生涯学習分野は社会教育センターが拠点となり、これまで科学館で実施してきた科学教育を継承し、さらに充実を図っていくこととしたところでございます。

このことに伴いまして、この条例により科学館を廃止するものでございます。

議案を1枚おめくりください。附則でございますが、施行期日は、平成28年4月1日としております。附則第2項は、平成26年3月に公布しました「杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するものでございまして、条例の廃止に伴い、科学館に係る規定を削除するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ござい ますでしょうか。

對馬委員 これについての意見とかではないのですけれども、先日、プラネタリウムの出張授業を視察させていただきまして、とて行くとかったちも喜んでいて、いる体育館に入って行くとプラネタリウムがある瞬間に「うわー」と言っていた子どもたちの顔というのがやはりとてもよかったなと思いますして、とてもいい授業で、すごく投影されていいたより空間も広くて、とてもいい授業で、すごく投影されているものもきれいでしたし、非常にいいものをやっているなと思いました。移動時間がほとんどなく、校内でできますので、安全面でも非常にいいと思います。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは教育長、議案の 採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第 64 号つきまして は、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第64号は原案のとお

り可決といたします。

庶務課長 それでは引き続きまして日程第4、議案第65号「杉並 区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたし ます。私から説明いたします。

昭和 38 年に開設された妙正寺体育館は、老朽化が進み、耐震性等に課題があったことから、現在の所在地において、多様なスポーツを通じて健康・体力づくりを行うための地域の拠点施設等となるよう、改築を進めているところでございます。改築にあたりましては、ダンス、健康体操等に対応できる施設を望む区民の高い需要に応えるため、小体育室等を新設することといいたした。このことに伴いまして、妙正寺体育館の小体育室の利用料金を定める等の必要があるため、条例を改正するものでございます。を定める等の必要があるため、条例を改正するものでご説明申し上げます。議案を3枚おめくりください。資料1は、案内図でございます。所在地は、改築前と同じ「杉並区清水3丁目 20番 12号」でございます。

おめくりいただいて資料2、配置図でございます。構造は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階・地上1階建てでございまして、敷地面積は、3,668.20平方メートル、建築面積は、1,260.47平方メートル、延べ床面積は、2,480.04平方メートルでございます。また、屋外に庭球場を2面配置しております。

資料3及び資料4は、各階の平面図でございます。体育館、小体育室、会議室等を配置しております。

次に、改正の内容につきましてご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付いたしました「教育委員会資料」をご覧ください。下段の表に記載のとおり、新設する小体育室及び会議室の利用料金を定めるとともに、体育館及び庭球場の利用料金を改定しております。なお、改正後の利用料金につきましては、段階的に引き上げることとしてございます。

最後に、附則でございます。議案を最初から3枚おめくりいただいて、左側のページをご覧ください。施行期日は、平成28年10月1日とするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それではただいまの説明についてご意見・ご質問等ございます でしょうか。

- 馬場委員 敷地面積は全然変わっていないのですよね。だから体存をとのことは話を聞いたと。前にそのことは話を聞いたと。前にそのことは話を聞いたいる。今後、改築をするとか、そういう場合に、何が言いたいかというと、基本的にもっと大きぱんと、耐震もれどいうのがあるのです。今あるものをそのままぽんと、耐震もれどということで変えてというのがと、内のはははかいしてなるはないという。例えばば合いというにするとかが2 面とれるとからがはないかなとのではないのかなというおうなことができないのかなというおうなことができないのかなというおうなことができないのかなと思ってくるというようなことができないのかなと思ってくるというなきないのかなと思うのではないかなと思って。それだけちょっとお伝えだけしたいなと思いました。
- スポーツ振興課長 新しい妙正寺の体育館につきましては、新たに 小体育室を設け、建築面積が約300平米ほど増えますので、ご利 用いただける方のスポーツの機会を増やしていただければとい ったところでございます。総合体育館についてのご意見について は、今後の課題とさせていただきたいと思いますので、よろしく お願いします。
- 馬場委員 妙正寺体育館はもう改築されたのでしようがないのですけれども、今後、考えていくときに、個々に幾つか改築するよりもある面ではどこかに1つという、そういうもののところも考えていたるといいのかなと思って意見を言っただけですので。考えていただけるなら大変ありがたいなというところです。
- 事務局次長 現在の体育施設については、身近な地域で使いやすい 施設を整備するということに重きを置いて整備しています。これ についてはいろいろな考え方があると思うのですが、例えばある

ところに大規模なものをつくるとした場合には敷地面積も必要ですし、やはり全員が使える十分な駐車場だとか、交通機関の利便性だとか、それはまた違った物差しを当てて考えていくさものです。私どもとしてはまず着実に地域施設としての体育施設を耐震なども含めてきちんとやっていくという考え方に現在は立っているので、今の時点で全域を網羅した総合体育館的な大規模な体育施設は計画しておりません。まだこういった改築などもありますので、まず地域施設の質をきっちりと確保するということでご理解いただきたいと思っています。

- 伊井委員 今、お話がございましたけれども、小体育室と会議室とかもありますので、体育館施設とあわせて関連しただけるといいのある活動みたいなことを今後、考えていっていただけるといいのかなと思います。いろいろな形で施設を利用する側としては、会議室もあり、あとテニスコートもあるみたいですし、待ちに待った開設だと思うので、多くの区民の方々が利用を望まれるところだと思います。料金に関してですけれども、やはり、たけいうことということというないと思いますが、やはいまかいの自治体のこととかをお調べになってこのような金額の設定になっているのかということと、あと段階的に値上げしていくなかなっているのかということと、あと段階的に値上げしているか、どれくらいのスパンで値上げしていくような形ででり、どれくらいのスパンで値上げしていくような形ででければと思います。
- スポーツ振興課長 体育館の利用料金でございますけれども、面積がほぼ同じ程度の大宮前とか高円寺・荻窪などと同額としてございます。また、小体育室なども同様に面積がほぼ同じところの施設の料金をそのまま持ってきているものでございます。段階的といいますのは、平成27年の1月1日から使用料が上がりまして、それにつきましては議会の方でご承認いただいた上で広報に努めておりますけれども、29年4月にかけて段階的に上がっていくということで、この辺は各施設でPRに努めて、段階的な値上げについて区民の方にご理解をいただいているところでございます。

- 伊井委員 そうすると、29 年に上がると、その先は少し据え置きされて今後段階的にずっと値上げということではないということの解釈でよろしいでしょうか。
- スポーツ振興課長 まだはっきり先のことはわかりませんけれど も、他区の使用料なども見据えて、様子を見ていくものと思って おります。
- 事務局次長 この料金ですけれども、区では平成 27 年の1月から区立施設全体の見直しをさせていただきました。そのときにまず1つ大切にしたのが、区民意見も様々あって、激変緩和するということで、段階的に引き上げるということ。それともう1つが、何しろ 14 年間ほど施設使用料については見直してこなかったということで、区といたしましては、今後は、おおむね3年程度のスパンで、社会情勢の変化等を踏まえながら、定期的に見直していくように考えてございます。
- 折井委員 細かいことなのですけれども、私は重要なことだと思っ ているので発言をさせていただきますが、地下1階平面図を拝見 いたしますと、女子トイレ・男子トイレ若干女子トイレの方が大 きいのですけれども。女性のお手洗いは、休憩時間が限られてい るので同じ時間にみんな行くのです。そういうときが多いので、 やはり女性のお手洗いは大きくすべきだったのではないかな、今 さら遅いのですけれどもというのが思っていることの1つ。なの で、ぜひ、今後、いろいろな施設を計画するときにはその点をぜ ひ考えていただきたいなということと、比較的、最近改築が終わ って式典で拝見させていただいたときに、お手洗いに入ったので す。そのときに気がついたことが、物すごくスタイリッシュでと てもすてきなお手洗いだったのですけれども、私は背が低いので、 荷物を置くところに手が届かないくらいなのです。いわゆる設計 をするにあたって、使い勝手がいいかではなく見た目が格好いい、 取っ手が出ているのが格好悪いという感じで捉えるような設計 士さんもいらっしゃるのだと思うのですが。結局、そういう高い ところに置いた施設は壁か何かに低いものをもう1回つけるの です。よほどその方が格好が悪いですね。なので、ぜひこういっ たシャワー室もそうですし、いろいろな施設に関して、女性目

線・男性目線というのが関係あるのかどうか私にはわからないのですが、利用者の視点、しかも体育施設はお子さんも使いますしたであるのが大変な方だっていらっているわけですよね。そのための運動のストレッチの教室を開くということが大事だということで小体育室をせっかくつくださるので、そういった観点で、ユーザーフレンドリーな施設になるように。恐らく設計者の方に任せておくとちょっとまずいいらるよう気がいたしますので、ぜひいろいろなことをわかっているよう気がいたしますので、ぜひいろなことをわかっていらっしゃる事務局の方がちょっと口を出していただけるといいなというふうに思っています。

- スポーツ振興課長 いただきましたご意見を今後生かせるように調整したいと思います。またトイレの面積のことなのですけれども、確かにおっしゃるとおり1階のところについては女子トイレの方が若干狭めなのですけれども、地下1階の更衣室のすぐそばの方は女性の方が4平米弱で大き目となっています。
- 学校整備担当部長 具体的には、設計する際には男子トイレと女子トイレ、女子の更衣室、男子の更衣室は全く違う仕様で考えます。女子の方を大きくして、数も多くし、洗面台も多くしてお化粧もできるようにしたり、それは設計の際に十分に打ち合わせしてやっています。今回の地下のところは見ていただいくとわかるうに、廊下があってラウンジがあって入り口があるので、どうして、設置できる有効な面積が限られるものですから、地下に関くても設置できる有効な面積が限られるものですが、上の階を見ていただくさは少しの差しか作れなかったのですが、上の階を見ていただくされから髪を乾かすスペースをきたっと所轄課の職員と設計事務所が打ち合わせをして設計しているということでございます。

折井委員 できるのを楽しみにしています。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

對馬委員 私が気になっていたのは、これも今さらだからこの施設に関してはいいのですけれども、保育スペースが 17.01、あまり広くはないですよね。今までの体育館を見ても、上井草はすごく広いですけれども、あれ以外は割と実際に保育スペースを使いた

いと思うとちょっと狭目だなと、申し訳程度かなと。実際に子どもだけであの部屋に入れることはできませんから、大人が1人2人、よそのお子さんをお預かりするのだったら最低2人はやちっけれてほしいと安全管理上思うのですけれども、そうなるとりちっと狭目のスペースだなと思いますので、つくるな確保ができるくらいのスペースが確保ができるといいなと。今さらですのでここはこれでいいですが。次にやるといなと。今さらですのでここはこれでいるかを調査したときに、こういう施設がどのくらい利用されているかを調査したとき、できる限りスペースがとれるといいなとは思います。

- スポーツ振興課長 改築前の妙正寺体育館につきましては、保育施設は特にございませんでした。今回、利用者等のご要望があり、新たに設置するものでございます。限られたスペースですけれども、多くの方に有効に活用していただきたいと思っております。
- **庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。それでは教育長、議案の 採決をお願いいたします。
- 教育長 それでは議案の採決を行います。議案第 65 号つきまして は、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第 65 号は原案のとお り可決といたします。

- 庶務課長 それでは引き続きまして日程第5、議案第66号「杉並 区立成田図書館外1施設の指定管理者の指定について」を上程い たします。中央図書館次長からご説明いたします。
- 中央図書館次長 それでは、議案第 66 号についてご説明申し上げ ます。

現在、杉並区立成田図書館及び阿佐谷図書館におきましては、 指定管理者による管理を行っているところでございますが、この 指定期間が平成 28 年 3 月 31 日をもって満了します。このため、 同施設を次期指定管理者に管理させるにあたり、候補者を選定し たものでございます。

候補者の名称は、丸善株式会社・株式会社東急コミュニテイー 共同事業体でございます。

主たる事業所の所在地は、中央区日本橋二丁目3番 10 号でご

ざいます。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読につきましては、省略させていただきます。

庶務課長 それではただいまの説明についてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第 66 号つきまして は、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第 66 号は原案のとお り可決といたします。

- 庶務課長 それでは引き続きまして日程第6、議案第67号「杉並 区立永福図書館外1施設の指定管理者の指定について」を上程い たします。引き続き中央図書館次長からご説明いたします。
- 中央図書館次長 議案 67 号についてご説明申し上げます。

現在、杉並区立永福図書館及び方南図書館におきましては、指定管理者による管理を行っているところでございますが、この指定期間が平成28年3月31日をもって満了となります。このため、同施設を次期指定管理者に管理させるにあたり、候補者を選定したものでございます。

候補者の名称は、株式会社ヴィアックス・株式会社シィ・トゥ・ シィ共同事業体でございます。

主たる事業所の所在地は、中野区弥生町二丁目8番 15 号でございます。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読につきましては省略させていただきます。

庶務課長 それではただいまの説明につきましてご意見・ご質問等 ございますでしょうか。

- 教育長 株式会社ヴィアックスと株式会社シィ・トゥ・シィ共同事業体。丸善などというと本屋だなというのはわかるのですけれども。このヴィアックスとかシィ・トゥ・シィというのはどういう企業なのですか。
- 中央図書館次長 ヴィアックスは中野に本社があります。小規模な本屋ですが、図書館事業の伸び率が非常に高い会社でございまして、現在都内の公共図書館で51件、都外の公共図書館で16件を扱っている会社でございます。シィ・トゥ・シィは杉並区に本社がある会社でございまして、零細規模で利益率は高くはございませんが、自社実績は永福・方南図書館で現在も扱っております。
- 教育長 何をする会社なのですか。
- 中央図書館次長 シィ・トゥ・シィは建物の管理・清掃等に関する 会社でございます。
- **庶務課長** よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお 願いいたします。
- 教育長 それでは議案の採決を行います。議案第 67 号つきまして は、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第 67 号は原案のとお り可決といたします。

- 庶務課長 それでは引き続きまして日程第7、議案第68号「杉並 区立宮前図書館外1施設の指定管理者の指定について」を上程い たします。引き続き中央図書館次長からご説明いたします。
- 中央図書館次長 議案第 68 号についてご説明申し上げます。

現在、杉並区立宮前図書館及び高井戸図書館におきましては、 指定管理者による管理を行っているところでございますが、この 指定期間が平成28年3月31日をもって満了となります。このため、同施設を次期指定管理者に管理させるにあたり、候補者を選 定したものでございます。

候補者の名称は、株式会社図書館流通センター・TRC ファシリティーズ株式会社共同事業体でございます。

主たる事業所の所在地は、文京区大塚三丁目1番1号でございます。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31

日までの5年間としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読につきましては省略させていただきます。

庶務課長 それではただいまの説明につきましてご意見・ご質問等 ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第 68 号つきまして は、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第 68 号は原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは引き続きまして日程第8、議案第69号「平成 27年度杉並区一般会計補正予算 (第3号)」を上程いたします。 私からご説明いたします。

お手元の議案の資料となってございます、補正予算概要の 2 ページ目をご覧ください。

教育費の歳入歳出予算に関するものとして、学級増に伴う教室整備と高円寺地区小中一貫校の施設整備に係る小学校費・中学校費の計3事業となってございます。

まず、学級数の増加に伴う教室整備についてでございますが、 児童数・学級数の推計により、平成28年度は普通教室が19教室 不足する見込みとなったため、電子黒板機能付きプロジェクター など備品・消耗品の購入及び特別教室等からの転用が必要な5校 分の改修工事に要する経費6,872万5,000円を計上するものでご ざいます。

次に、高円寺地区小中一貫校の施設整備についてでございます。 本件は、高円寺地域における新しい学校づくり計画に基づき、 平成31年度の開校に向けて進めているものでございますが、今 回は小中一貫教育校の施設整備に係る実施設計委託に要する経 費を小学校費・中学校費にそれぞれ2,095万2,000円を計上する ものでございます。なお、実施設計委託が平成28年度まで期間 を要するため、債務負担行為の補正も行いますので、4ページ目 となりますが、あわせてご覧ください。本件に関するものは表中の上の2つでございますが、小学校・中学校それぞれにおいて、平成28年度まで4,900万円ずつを限度額として設定するものでございます。

引き続き4ページ目の債務負担行為についてでございます。

上から3番目以降は指定管理者制度を導入している地域図書館でございますが、これらの図書館におきましては、先ほどご審議いただいたとおり、平成28年度からの指定管理者の指定を区議会の議決を経て行う予定でございます。このことに伴いまして、それぞれ記載の限度額を設定するものでございます。なお、宮前、成田、阿佐谷及び高井戸図書館については平成28年度から5年間の、永福及び方南図書館につきましては3年間の管理運営に係る債務負担行為となっております。

次に、3ページ目をご覧ください。学級数の増加に伴う教室整備事業及び高円寺地区小中一貫教育校の施設整備事業に係る補正額の合計は、1億1,062万9,000円であり、補正後の金額は、149億898万8,000円となっております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

それではただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ござい ますでしょうか。

- 對馬委員 小学校の運営管理で、5校分で 19 教室分が足りなくなるというお話でしたが、それというのは杉並区全体の児童・生徒数その年代の子が今までの推定よりも大分増えてしまっているということなのでしょうか。
- 学務課長 児童・生徒数については特に一定の地域というか、地域 差はありますけれども、全体として微増傾向にあって増えている と。それに伴って学級数が増えてきているという状況でございま す。
- **對馬委員** わかりました。ということは、この先の年代もまた増え つつあるという傾向が、何となく保育の段階で待機児童なしとい う政策をとっているので、その影響で区民としてはプラスに考え

たほうがいいのだと思うのですけれども。それで小学校とかに入ってくる、それが中学生になるというところでずっと増えているのかなというイメージが、私の私見ですけれどもそう思っているのですが、そうなっていくと、やはりこの先もこういう学級増という傾向が考えられるというふうに思っていたほうがいいのですか。

- 学務課長 今、委員がおっしゃったとおりで、当面の推計では今後 も一定期間増えていくものと考えておりますので、計画的な対応 が必要ということで調整をしているところでございます。
- 教育長 ほかにご意見・ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第 69 号つきまして は、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第 69 号は原案のとお り可決といたします。

教育長 以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、何か連絡事項はございますか。

- 庶務課長 次回の日程でございますが、11月11日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。
- 教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。